

# 令和5年度 武蔵村山市

## 私立幼稚園等保護者補助金のご案内



### 子ども・子育て支援新制度園向け

#### はじめに

武蔵村山市では、幼児教育の振興を図るため、幼児を私立幼稚園等に通園させている保護者の方に、入園料、保育料等を補助いたします。補助を受けるためには申請が必要となりますので、このパンフレットをご覧のうえ、別添の申請書にて申請してください。

#### 1. 補助金を受けられる方

幼児（園児）及びその保護者が、以下のすべてにあてはまる場合に、支給の対象となります。

- (1) 幼児が私立幼稚園等に在園する園児であること。
- (2) 園児が満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児であること。

満3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生※
3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日生
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日生

- ※ 満3歳の誕生日を迎えた園児。 満3歳児クラスが認可されている園に限ります。
- ※ 学校教育法第18条の規定による就学猶予または免除された児童についても対象となります。

- (3) 園児及びその保護者（申請者）が武蔵村山市内に在住し、かつ住民登録がなされていること。
- (4) 園児及びその保護者（申請者）が同一世帯であること。
  - ※（例）園児の扶養者である父が単身赴任中の場合、園児と一緒に暮らしている母が保護者（申請者）となります。

- (5) 保護者（申請者）が園児の入園料、保育料等を私立幼稚園等に納入していること。

- ※（1）及び（5）については、在園する私立幼稚園等の確認が必要となります。市から直接、私立幼稚園等に確認いたします。

#### 2. 補助金の内容

各月1日までに武蔵村山市に住民登録があることが交付条件となります。保護者の世帯の住民税の課税状況（所得階層）により、月を単位に補助額を交付します。補助対象経費については、以下のとおりです。

経費(保護者の負担)	補助金	
	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	
	都負担分	市負担分
入園料	補助対象となりません	
特定負担額	補助対象です	補助対象です
施設維持費		
教材費		
整備費		
給食費	補助対象となりません	

※新制度に移行している幼稚園（例：むらやま幼稚園）や認定こども園（教育認定）を利用しているかたは、無償化によって利用料の負担が0円となっています。この補助金では、無償化の対象とならない「特定負担額」（施設維持費や冷暖房費など）や給食費等を補助対象としています。

### 3. 申請手続き

『武蔵村山市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書』  
に必要事項を御記入のうえ、**幼稚園に提出**してください。  
(記入例5~6ページを参照)



※ 申請期限は、**令和5年7月21日(金)**です。  
途中入園又は転入等の事情がある方や上記の期限に間に合わない方は、  
**令和6年2月22日(木) (最終期限)**



#### ① 令和5年1月1日の時点で武蔵村山市に住民登録のある方

⇒『申請書』(裏面も記入ください。)のみ提出してください。

※ 令和5年度の住民税の申告がお済みでない方は、申告手続きが必要です。  
※ 世帯全員(注1)の住民税額の確認が必要となりますので、配偶者及び扶養の状況も申告してください。

#### ② 令和5年1月1日の時点で武蔵村山市に住民登録のない方

⇒『申請書』(裏面も記入ください。)のほかに以下の書類の提出が必要です。

保護者・扶養者の状況	必要書類
令和5年1月2日以降に武蔵村山市に転入された場合	世帯全員(注1)の令和5年度課税(非課税)証明書の原本 ※ 令和5年1月1日の時点で、住民登録のあった市区町村で発行されたもの
単身赴任中等により、他の市区町村に令和5年度の住民税を納めている場合	※ 所得・扶養人数・課税額・控除の種別及び金額のわかるもの (保護者(申請者)の被扶養者となっている方の証明書は添付不要です。)
令和5年1月1日の時点で海外に在住していた場合	令和4年中(1月1日から12月31日まで)の給与所得証明書(海外・国内全ての分)、又は給与所得を証明できるもの(原本) ※ 勤務先で発行されたもの(発行できない場合はご相談ください。) ※ 日本語に翻訳されたもの
横田基地に在住の方	Form W2 2021, Form W2 2022

(注1) 園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)

上記の書類が幼稚園の提出期限までにそろわない場合は、直接、子ども青少年課あてに提出し、その旨を幼稚園にお伝えください。

#### ③ 注意事項

- ・補助金の所得制限に使用する所得割課税額は、住宅ローン控除、配当控除、寄付金控除、外国税控除の**税額控除前**の額を算定基準額とします。
- ・生活保護世帯の場合は、生活保護受給証明書(原本)をご提出ください。

### 4. 補助金の交付

○ 各補助金は原則として、申請者名義の口座に支給します。

○ 振込前に『交付決定通知書』をお送りしますので、補助金額、振込口座等を確認してください。

○ **前期分(4月~9月分)を11月下旬、後期分(10月~3月分)を翌年4月下旬に交付(予定)します。**

## 5. 基準額及び補助金額一覧

《注意》

- ・所得階層区分A～Cの世帯については、兄・姉の年齢に制限を設けず、その兄・姉から数えて第何子になるかで補助金額が決まります。ただし、その兄・姉は生計を一にするもの、すなわち、収入及び消費生活上の家計が同一であることが必要です。
- ・所得階層区分D～Fの世帯については、年齢制限を設け、小学校3年生以下の兄・姉から数えて第何子になるかで補助金額が決まります。所得階層区分によって数え方に違いがありますので、ご注意ください。
- ・補助金は、令和5年度に支払った保育料等が上限となります。そのため、表に記述の補助金額が支給されない場合があります。補助金額が保護者の方が負担された保育料等の合計額を上回る場合は、保護者の方が負担された保育料等の合計額が補助金の補助限度額となります。



### 《所得階層区分 A～F の世帯》

月額（単位：円）

園児が属する世帯の所得階層		負担軽減補助金			
		区分	金額		
A	生活保護世帯	第1子～ 第3子	9,800		
B	非課税世帯 均等割のみ課税世帯	非課税世帯 均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等)	第1子	6,800	9,800
			第2子	9,800	
			第3子		
C	所得割額が77,100 円以下の世帯	所得割額が77,100 円以下の世帯 (ひとり親世帯等)	第1子	5,400	6,800
			第2子		9,800
			第3子	9,800	
D	所得割額が211,200円以下 の世帯		第1子	5,400	
			第2子		
			第3子	9,200	
E	所得割額が256,300円以下 の世帯		第1子	5,400	
			第2子		
			第3子	8,600	
F	所得割額が所得階層区分表の 区分Eを超える世帯		第1子～ 第3子	5,400	

※兄・姉に幼稚園、認可保育園、認定こども園、特例保育・家族的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設に通う又は児童発達支援及び、医療型児童発達支援を利用する就学前児童の利用者がいる場合は、下の園児を第2子とみなします。

例

父・母、兄(小学校5年生)、姉(小学校2年生)、私立幼稚園に通う園児の世帯の場合

#### 1 所得階層Cの場合

兄(小学校5年生) ⇒ 第1子  
 姉(小学校2年生) ⇒ 第2子  
 私立幼稚園に通う園児 ⇒ 第3子  
 と数えられるため、園児は、「補助金一覧」の「第3子」にあたる。  
 軽減補助金 月額9,800円(年額117,600円)  
 ※ただし納入した保育料等の範囲内での補助となります。

#### 1 所得階層Dの場合

兄(小学校5年生) ⇒ 計算対象外  
 姉(小学校2年生) ⇒ 第1子  
 私立幼稚園に通う園児 ⇒ 第2子  
 と数えられるため、園児は、「補助金一覧」の「第2子」にあたる。  
 軽減補助金 月額5,400円(年額64,800円)



## 《ひとり親世帯等の概要》

ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一世帯の方が以下に該当する世帯です。

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない方で現に児童を扶養している方（児童扶養手当、児童育成手当を受給している方等が対象となります。）
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ③ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ④ 精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- ⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る。）
- ⑥ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の方に限る。）

上記②～④、⑥に当てはまる方の場合、それを証明する書類として申請書のほかに以下の書類が必要となります。書類は、申請書に添付するか、子ども青少年課 保育・幼稚園係宛に直接お送りください。（添付書類のみ送付する場合は、幼稚園名と園児名が分かるメモ書きを付けて配達状況が確認できる特定記録郵便等でお送りください。）

保護者・保護者と生計を一にする世帯に属する者の状況	必要書類
② 身体障害者手帳の交付を受けた方	身体障害者手帳の氏名が記載されているページの写し。
③ 療育手帳の交付を受けた方	療育手帳(東京都の場合は愛の手帳)の氏名が記載されているページの写し。
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	精神障害者保健福祉手帳の氏名・生年月日・有効期限が記載されているページの写し。令和5年度有効のものを提出すること。年度の途中で有効期限が切れた場合は、更新した手帳の写しの提出も必要です。
⑥ 障害基礎年金の受給者	年金証書の写し。

ご注意ください

- ◎ 無償化とは別の補助金です。
- ◎ 毎年申請が必要です。
- ◎ このパンフレットは武蔵村山市の補助金について説明したものです。他の自治体とは異なります。

・補助金を希望される方は、必要事項を記入して押印の上、幼稚園に提出してください。

・消えるボールペンでは記入しないでください。

記入例

訂正される場合には、必ず訂正箇所に二重線の上、訂正印(申請書の同意欄と同一のもの)を押印してください。

《昨年度申請された方》振込先金融機関を変更する場合は、二重線で訂正の上、訂正印を押印してください。

《昨年度申請された方》新入園児が増えた場合、追記してください。

補助金の額に影響しますので、学年も必ず記入してください。

どちらか一方に○を付け「該当」する方は、裏面にも記入してください。

朱肉を使う印鑑で押印してください。

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書

保

保護者(申請者)	フリガナ	ムラヤマ タロウ			
	氏名	村山 太郎			
	住所	東京都 武蔵村山市 本町 ○ - △ - □ 電話： 000 ( 0000 ) 0000			
	令和5年1月1日現在の住所	市内・市外	*市外の場合は記入して下さい。		
振込先金融機関	銀行	本店	口座番号	口座名義(カタ)	
	ゆうちょ 農協 008	支店	普通当座 0000000	ムラヤマ タロウ	
*ゆうちょの場合も支店名の記載が必要になりますので確認の上、必ず御記載ください					
就園幼児	在籍私立幼稚園等の名称	きらきら幼稚園			
	氏名	生年月日	年齢区分	組名	
	村山 星子	平成 29 年 4 月 2 日	5 歳児	ほし	
	村山 月子	令和 元 年 11 月 11 日	3 歳児	つき	
就園幼児と生計を一にする家庭の状況(就園児は除く。)					
氏名	生年月日	同居・別居の別	続柄	学年/幼稚園等名称(*1)	
村山 太郎	昭和 45 年 1 月 1 日	同居・別居	父		
村山 花子	昭和 50 年 2 月 1 日	同居・別居	母		
村山 武蔵	平成 28 年 5 月 1 日	同居・別居	兄	1 学年	
	日	同居・別居			
	日	同居・別居			
	日	同居・別居			
ひとり親世帯等(裏面参照)に該当しますか。(どちらか一方を○で選択してください) ※該当する方は裏面に必要事項を記入してください。					
				該当 ○ 非該当	
令和5年度私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付を上記のとおり申請します。また、助成決定後、上記の口座にお振り込みください。 この申請に関し、私及びの全世帯員の住民基本台帳、課税台帳及び生活保護受給状況等の公募による確認、並びに幼児の私立幼稚園等在籍状況について必要な資料を関係機関から収集することに同意します。					
令和 5 年 7 月 21 日 武蔵村山市長 殿		保護者氏名 村山 太郎 印 保護者氏名 村山 花子 印			
1 太枠のみ記入してください。 2 令和5年1月1日現在の住所が武蔵村山市以外にあった方は、令和5年度区市町村民税課税証明書(生活保護を受けている世帯は、生活保護受給証明書)等を添付してください。(令和5年1月1日現在の住所地で発行されたもの。) (*1) 兄弟姉妹の幼稚園・認可保育所・認定こども園等の名称及び組、学校での学年を記入してください。特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合も記入してください。					

# 記入例

## ひとり親世帯等について

- 保護者または保護者と同一世帯の方で、以下に該当する方は、該当する番号に○をつけてください。

**該当する方は、該当する番号に○をつけてください。**

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない方で現に児童を扶養している方（児童扶養手当、児童育成手当を受給している方等が対象となります。）
- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- 精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の方に限る。）
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の方に限る。）
- 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定め

**②～⑥に該当される方は、必ず必要書類も忘れずに!!**

上記②～④、⑥に当てはまる方の場合、それを証明する書類は、申請書に添付するか、子ども青少年課 保育給付係へ提出してください。また、⑤に該当する場合は、幼稚園名と園児名が分かるメモ書きを付けて（配達状況が確認できる特定記録郵便で）送付してください。

保護者・保護者と生計を一にする世帯に属する者の状況	必要書類
② 身体障害者手帳の交付を受けた方	身体障害者手帳の氏名が記載されているページの写し。
③ 療育手帳の交付を受けた方	療育手帳（東京都の場合は愛の手帳）の氏名が記載されているページの写し。
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	精神障害者保健福祉手帳の氏名・生年月日・有効期限が記載されているページの写し。令和5年度有効のものを提出すること。年度の途中で有効期限が切れた場合は、更新した手帳の写しの提出も必要です。
⑥ 障害基礎年金の受給者	年金証書の写し。

≪お問い合わせ≫  
**武蔵村山市 子ども家庭部 子ども青少年課**  
**〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1**  
**電話: 042(565)1111 内線 197**